

浪岡振興部

指摘事項	措置状況
【地域づくり振興課】 □ 業務委託契約に係る契約書の引用条文中に誤りがあった。	□ 本契約書については、予備監査で指摘があったことから、業務の実施前に契約業者に連絡し契約書の修正を行いました。 指摘のあった委託契約の締結に当たっては、類似業務の契約書を参考にして契約書を作成していましたが、条文を追加した際に引用条項を修正しなければならなかったことを見落としたものです。 これは、決裁過程において確認が不十分だったことが原因であることから、今後は契約書作成時には複数人でのチェックを徹底し、再発防止に努めます。
【総務課】 □ 同一業務の入札において、代表者が共通する業者を選定していた。 ＜契約事務の手引き＞	□ 契約課が作成した『契約事務の手引き』においては、業者選定の基本的な考え方の一つとして「同族会社、役員が共通する業者と判明している場合は他の業者と同一業務での入札等には選定しないこと。」と記載されていますが、当該案件については、業者選定の過程において、同族会社等の確認を失念していたため、代表者が共通する業者を入札に選定したものです。 今後は業者選定の際、『契約事務の手引き』に記載された内容に従って作業し、複数の目で確認することによって再発防止に努めます。

措置の通知書

青市監報告第 276 号関係分

税務部

指摘事項	措置状況
【資産税課】 □ 業務委託契約に係る契約書の引用条文中に誤りがあった。	□ 当課の業務委託契約の締結においては、契約前にその契約内容を確認し、適宜契約書の加筆・修正を行っていましたが、当該箇所については、契約書の加筆・修正を行った際に、条項の修正により、引用条項が変更となった箇所や加筆が必要となった箇所について、修正漏れが生じたものです。 当該箇所については、受託者に速やかに連絡し、両者協議の上、修正しました。 今後については、複数人で契約書の内容等を確認するなど、チェック体制の強化に努めます。

措置の通知書

青市監報告第 276 号関係分

交通部

指摘事項	措置状況
【管理課】 □ 単価契約の場合は 1 円未満の端数を切り捨てないことになっているが、最低制限価格調書の最低制限価格の端数を切り捨てていた。また、最低制限価格（税込）等が未記入であった。 ＜青森市企業局最低制限価格制度要綱＞	□ 最低制限価格については、青森市企業局最低制限価格制度要綱により規定されており、単価契約の場合、1 円未満の端数の切り捨ては行わないものとしています。 今回、入札執行者及び立会人がこの規定を失念したことにより、最低制限価格（税抜）の 1 円未満の端数の記入が漏れていたものです。 また、最低制限価格（税込）については、入札時に入札執行者及び立会人が相互に金額を確認していたものの、その記入が漏れたものです。 今後は、入札執行者及び立会者の入札執行に誤りがないよう、青森市企業局最低制限価格制度要綱及び契約事務の手引きで手順を確認した上で、執行するよう、部内に周知したところであり、同様の事案が発生しないよう、再発防止に努めます。

措置の通知書

青市監第50号関係分

教育委員会事務局

指摘事項	措置状況
【文化学習活動推進課】 □スポーツ施設に係る電気料の納期限が誤って設定されていた。 ＜青森市財務規則第40条第2項＞	□歳入の納入については青森市財務規則第40条第2項の規定に「納入の通知に係る納期限は、法令その他別に定めがあるものを除き、調定の日から十五日以内においてその期日を定めるものとする。」とありますが、スポーツ施設に係る電気料の納付について、財務規則で定める納期限を確認せずに15日を超えて任意に期日を定めていたものです。今後は、適正な納期限について、青森市財務規則の規定を遵守するとともに、担当チームの職員複数名での確認作業を徹底することで再発防止に努めます。
□業務委託契約に係る契約書の引用条文に誤りがあった。	□令和5年度の青森市文化財資料等収蔵庫燻蒸業務委託契約書について、第4条第4項では、本来第16条第2項を引用すべきところを第15条第2項を引用していたほか、違約金について規定している第16条では、契約保証金を違約金に充当できる旨の条文の記載漏れがあったものです。令和6年度の本契約について当該条項及び条ずれの修正を行ったほか、今後においても、契約書作成に当たっては担当チームの職員複数名での確認作業を徹底することで再発防止に努めます。

【中央市民センター】 □業務委託契約に係る契約書の引用条文に誤りがあった。 【文化遺産課】 □私有車の公務使用に当たり運転の報告が行われていなかった。 ＜青森市庁用自動車管理規則第12条＞ 【指導課】 □業者が提出した入札書の件名に記載誤りがあった。 【浪岡教育課】 □自転車利用者に対し勤務地内旅費を支給して	□予備監査において、引用条項のずれを確認したので、直ちに契約書の該当条項について削除加筆し、訂正しました。 □文化遺産課が使用する私有車を公務使用した際の運転日報様式には所属長の決裁欄を設けておらず、使用者の本人印のみ押印し、所属長の確認を取るだけの誤った運用をしておりました。予備監査後、直ちに様式を改め、所属長の決裁を経ることとしました。 今後は私有車の公務使用について、課内で再確認するとともに情報を共有し、適正な事務処理に努めます。 □指名競争入札の件名が「青森市教育研修センター清掃等業務委託（債務負担行為設定）」であったものに対し、業者が提出した入札書の件名は「（債務負担行為）」が記載されておらず、「青森市教育研修センター清掃等業務委託」と記載されていたものであります。 今後は、入札を行う際、入札参加者に対し指名競争入札通知書の件名をそのまま記載することについて周知徹底を行うとともに、開札時の入札書記載内容の確認を徹底し、適正な契約事務処理に努めてまいります。 □勤務地内旅費の支給事務において、徒歩や自
--	---

(別紙)

いた。 ＜青森市職員等の旅費に関する条例第6条＞ □奨学資金貸付金の債権管理において、ルールに基づいた管理が行われていなかった。	転車使用時についても、私用自動車を使用した場合と同様に勤務地内旅費を支給していたものであり、誤支給分については、直ちに市への返還処理をしました。 　　今後は、勤務地内旅費等の支給制度について、課内で再確認するとともに情報を共有し、適正な事務処理に努めます。 □年度の決算において、奨学資金貸付金の債権額の算定方法を誤り、歳入歳出決算書付属書(財産に関する調書)に誤記載があったものである。今年度の決算において、適正な情報に修正するとともに、今後は、債権にかかる算定方法を担当者の事務引継ぎ事項に加え、適正に事務処理し再発防止に努める。
---	--